

東京 2020 オリンピック開催都市装飾計画策定業務委託仕様書

1 業務名称

東京 2020 オリンピック開催都市装飾計画策定業務委託

2 業務目的

- 茨城県は、東京 2020 オリンピック・サッカー競技の開催都市として、国内外からの観戦客等をラストマイルドレッシング、シティドレッシング及びスペクタキュラー（以下、「都市装飾※」という）の設置等により歓迎し、大会の祝祭の雰囲気盛り上げることが求められている。

※都市装飾：オリンピックシンボル、大会エンブレム、マスコット、ピクトグラム、ルック等のブランドプロパティを活用し、街中を大会色に彩る装飾。都市装飾の役割は、大会前には「大会機運を醸成」し、大会時には「祝祭感を演出」、スペクタキュラーについては、大会後にはレガシーとして「東京 2020 オリンピックを継承」するオリンピックの都市活動の一つ。

※ラストマイル：観戦客が大会期間中、観客利用想定駅（バス乗降場）等から競技会場まで入退場する経路。

- さらに、都市装飾は、演出の仕方によって開催都市である茨城県の魅力や特色を国内外に広く印象付けることできる重要な要素でもある。
- 本業務は、こうした背景をもとに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という）が示す「東京 2020 大会のコアグラフィックス」、「デザインガイドライン」、「都市装飾の手引書（ガイドライン）」及び「スペクタキュラーの申請様式」（以下、「ガイドライン等」という）等に沿って、茨城県内の都市装飾の内容・手法等を検討し、都市装飾計画書の作成等を行うとともに、当該計画書に基づく都市装飾に係る実施仕様書の作成、概算費用の積算を行うものである。

3 基本的な考え方

(1) 都市装飾を行う場所の選定

- 「アスリート」、「ツーリスト」、「チケットホルダー」及び「ノンチケットホルダー」のオリンピックジャーニーに合わせて計画することが推奨されている。

（組織委員会が示す場所の例）

- 幹線道路、空港、ターミナル駅、ランドマーク、ラストマイル、競技会場等

(2) ラストマイルドレッシング、シティドレッシング

- 競技会場やラストマイル、ライブサイト会場等を中心に、選手や大会関係者、観戦客が通行する道路、空港、駅等を、統一的なデザインのフラッグやバナー等による効果的な装飾について検討する。
- なお、組織委員会が示す設置方針に基づき、ラストマイルへの設置を優先し、街路灯バナーやフラッグは適材適所の最低限とするとともに、大きな華々しい装飾を優先して検討を進める。

(3) スペクタキュラー

- ・多くの人の目に触れる茨城県内の象徴的な場所（ランドマーク）に、オリンピックシンボルやワードマーク、マスコットトレイル等の設置を検討するとともに、東京 2020 大会の記憶を引き継ぐため、大会後のレガシーとしての活用も検討する。

4 業務内容

(1) 都市装飾計画の作成等

①都市装飾計画の作成

- ・茨城県における都市装飾について、ガイドライン等に沿って、内容・手法等を検討し計画を作成すること。
- ・作成にあたっては、それぞれのエリアに応じて都市装飾の効果が十分に発揮できるような場所の選定を行うこと。その際、委託者と協議のうえ、ロケハン（現地下見：県内5エリア程度を想定）を適宜行うとともに、必要に応じて、所有者や管理者などとの調整を行うこと。
- ・組織委員会から提供される装飾アイテム（デザインデータを含む）にとどまらず、茨城県らしさを演出することができるような独自の都市装飾（大型の装飾等を含む）についても検討のうえ、実施可能性のあるものについては計画の中に盛り込むこと。
- ・また、装飾アイテムの制作に要する期間、許認可等に係る期間を含めた都市装飾の実施に関する全体スケジュールや、それぞれの設置場所に適した都市装飾の素材（仕様）を選定し、計画の中に明記すること
- ・あわせて、都市装飾の設置に係る法規制等に十分配慮し、許認可等が必要な事項等については整理し、計画の中に明記すること。

（都市装飾計画の記載項目例）

- ・基本方針（コンセプト）
- ・設置場所（エリア選定理由。広域マップ・県全体1枚、詳細マップ・エリア毎に作成。マップ上には、装飾アイテムをマッピングし仕様等を記載。）
- ・装飾イメージ（実景の写真上に、装飾アイテムを明示）
- ・設置仕様（装飾アイテムの仕様、数量（総量））
- ・スケジュール等

②組織委員会等への申請書類の作成

- ・上記①の内容をベースに、ガイドライン等で様式が定められた書類（以下、「申請書類」という）について、契約後、委託者が定める期限までに作成すること。
- ・なお、委託者から組織委員会等への申請書類の提出後、組織委員会または国際オリンピック委員会（以下、「IOC」という）等から内容の修正、再検討の指示があった場合には、これに随時対応し承認を得るまでの資料作成等を行うこと。

(2) 都市装飾計画書等に基づく都市装飾に係る実施仕様書の作成

- ・上記（1）で作成した計画を実施するために必要な実施仕様書について、委託者と協議のうえ、契約後、委託者が定める期限までに作成すること。

(3) 都市装飾計画書等に基づく都市装飾に係る概算費用の積算

- ・装飾アイテム（現物支給されるものを除く）の作成，設置，管理，撤去，処分等，都市装飾を実施するために必要となる概算費用について，契約後，委託者が定める期限までに積算すること。
- ・特にスペクタキュラーについては，大会後にレガシーとして存置する場合に，組織委員会又は IOC が認める管理方法での概算費用（年度ごとの費用）も明記すること。

(4) 会議等への出席

- ・茨城県や組織委員会等が都市装飾に係る会議等を実施する場合において，受託者の出席を求めた場合には，これに出席するとともに，必要となる資料の作成を行うこと。

5 想定スケジュール

- ・今後，組織委員会等から示される資料により変更の可能性がある。

2019年4月中旬：組織委員会へ都市装飾に係る申請書類（初版）の提出

（都市装飾基本情報（基本方針），都市装飾広域マップ（1枚），都市装飾詳細エリアマップ（エリア毎））

→組織委員会及びIOC等との調整開始

8月末：組織委員会へスペクタキュラーの継続設置に係る申請書類の提出

※2021年1月以降もレガシーとして存置する場合に提出

9月頃：組織委員会へ都市装飾に係る申請書類（最終版）の提出

（装飾イメージ，装飾アイテム総量も含めた申請）

10月：都市装飾全体計画の決定，組織委員会及びIOCによる承認

（参考）

2020年3月頃：シティドレッシングの開始（組織委員会推奨）

4月頃：スペクタキュラーの設置開始（組織委員会推奨）

5月頃：ラストマイルドレッシングの開始（組織委員会推奨）

6 業務委託期間

- ・本業務の委託期間は，契約の日から2019年12月31日までとする。

7 成果品の提出

(1) 都市装飾計画書

- ・A4冊子形式（.doc形式）による日本語版：5部
- ・本業務で制作したデザイン等（.doc，.ai，.pdf，.jpeg等の各形式）の電子データ（CD-R又はDVD）：1式

(2) 都市装飾計画書等に基づく都市装飾に係る実施仕様書及び概算費用の積算

- ・A4形式（.doc形式）による日本語版の紙媒体：各5部
- ・編集可能な形式（.doc形式）での電子データ（CD-R又はDVD）：1式

8 その他

- ・委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として条例の適用を受けるものとする。
- ・本業務により作成した成果品についての一切の権利は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き委託者に帰属し、無償で委託者に譲渡するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。また、本仕様書は、委託者と受託者が協議のうえ、必要に応じて改正することができる。

以上